

2020.4.10.

杉並法人会会員の皆さまへ

(公社)杉並法人会  
会長 渡邊 安雄

### 雇用調整助成金について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、雇用調整助成金が大幅に緩和されました。売上が少しでも下がる見込のある企業は、助成金をフル活用することで、大切な会社と従業員の雇用を守ることが可能になります。

概略は1ヵ月の売上が5%以上減少する中小企業が、従業員を休業させた場合は、雇用保険に加入していないパート、バイトも含めて、休業手当の約90%(大企業75%)の助成金が支給されます。ただし、解雇等をしている中小企業 約80%(大企業 約66%)。【緊急対応期間】令和2年4月1日～令和2年6月30日もちろん、助成金なので返済は不要です。



詳細、正確な情報は 杉並法人会のホームページのバナー [新型コロナウイルスに関する対策リンク集](#) をクリックされ『雇用調整助成金の要件緩和』をご覧ください。

助成金は、厚労省が管掌している、主に雇用に関係した支援金です。助成金には返済不要というメリットがあり、また助成金を利用すると会社の信用に繋がります。つまり、助成金が利用できる会社は、厚労省の認める労働環境の良い会社として、信用力を増すことができます。

ただ助成金の申請には時間がかかり、慣れない書類の準備等煩雑さもありません。結局時間ばかり掛かってしまい、助成金が貰えなかった上、残業代や休日出勤手当の支払命令がきてしまった。というリスクもないとは言えません。

そして前回のリーマンショック時は、ハローワークに申請待ちの長蛇の行列ができ、最初の受給まで3ヵ月以上もかかったケースもあります。

**助成金申請をご多忙の個人事業主や会社経営者の方がお一人で進めるよりプロの社会保険労務士の方にご相談されるのも得策かもしれません。**

杉並法人会では以下の社会保険労務士の先生が会員でいらっしゃいます。連絡先等を下記記載いたしました。必要時にご相談ください。よろしくお願いいたします。

**なお、緊急事態宣言が発令されており、先生方が多忙でいらっしゃいますのでお手伝いの**

**内容がすべてできるかは確約できない状態ですが、方向性やヒント等はアドバイスいただけるということです。**

杉並法人会の社労士の先生 (順不同・敬称略)			
社会保険労務士SMARTコンサルティング	金築 克祐	杉並区	5335-7628
パークレー社会保険労務士事務所	嶋田 千栄子	中野区	6832-5030
西澤知美社会保険労務士事務所	西澤 知美	杉並区	3223-4861
冷水社会保険労務士事務所	冷水 創史	杉並区	6759-1386